

## 回覧

# 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

### I ひとり親世帯

令和5年3月分の児童扶養手当の受給者  
(令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者)

### II ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

#### ①又は②に当てはまる方

① 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者

② 令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児は20歳未満)を養育する父母等であって、

ア 令和5年度の住民税均等割が非課税の方

イ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和6年2月29日までに生まれた新生児等も対象になります。

※前回の給付金の対象となった令和5年3月末に高校を卒業した児童も対象になります。

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

- 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

## 詳細

### I. ひとり親世帯

令和5年3月分の児童扶養手当受給者に対して支給しますので**申請は不要**になります。

5年5月頃に北海道の方から支給されます。

※令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者も対象となります。

### II. ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

#### 【申請が**不要**】

① 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の受給者に支給します。

⇒ 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給している口座に振込みますので、申請は不要です。

#### 【申請が**必要**】

② 令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児は20歳未満)を養育する父母等であって、

㊦ 令和5年度住民税均等割が非課税の方

㊧ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

⇒ 給付金を受け取るためには、**申請が必要**です。

・申請方法

役場住民福祉課窓口又は郵送により申請してください。

・申請に必要なもの

(1)申請書(役場住民福祉課窓口又は村ホームページからダウンロードしてください。)

(2)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーの写し等)

(3)振込先口座の確認書類(通帳等の写し)

(4)任意の1カ月又は令和5年度中の収入の見込額の確認書類(収入が急変した方のみ必要となります。給与明細、公的年金証書等の所得を証明する書類)

※対象となられる方は、役場住民福祉課までご連絡ください。

お問い合わせは

留寿都村役場 住民福祉課住民福祉係

0136-46-3131